

IAEAの安全基準を遵守

塩崎恭久 党原子力規制組織に関するPT 座長



日本原子力行政には一
述べる塩崎恭久P.T.座長

卷之二

仕置レーリー

国のNRC元委員長のリチャード

いでしょうか

國家統治の歴史

原 子 力 行 政

国際社会への責任果たす

国のNRC元委員長のリチャード

いでしょうか

國家統治の歴史

は環境大臣がいます。よって、「制権限行使の独立性はもとより、予算や人事、さらには勧告権の行使も独自にできないケースも考えられ、安全性の確保に至みが出ることも懸念されます。

次に、一元性の面では、政府は核兵器などへの軍事転用をチェックする「保障措置」の業務は、制庁ではなく、文部科学省が担当。ほか、それ以外の、例えば平時放送線モニタリングなども、そこぞれ所管が異なっています。

海外を見ると、米国はNRC（原子力規制委員会）に一元化されていますし、英国やフランスも、保障措置をEUレベルで一元化しているうえ、それ以外についても同じ組織が所管しています。これを踏まえ、わが党案では原電力規制委員会が一元的に行うことになりました。

員会で「米国では考えられない。大統領が決める」とではない」と疑問を呈しました。原発事故の際、専門家による技術的判断が求められるところにまで政府が介入すると、被害の拡大を招くことになります。

——3条委員会にすることにより、国の役割はどうなりますか。

塩崎 規制委員会が緊急時に行うのは原子炉の安全確保等に限ります。それ以外の、自衛隊や消防庁への命令や関係機関に対する支援要請、オフサイト（被災者対応）の分野など必要な指揮に總理が責任を持つことは変わりません。

また、原発の新設や核燃料サイクルなどのバックエンドを含む原子力政策についても、その所掌は経済産業省や原子力委員会のままです。この場合規制委員会が行うのは許認可を含め安全規制に関する専門的な判断のみです。

さらに、規制委員会は、その裁量を極力小さくした上で、デュープロセス（適正手続き）の徹底や規制プロセスの透明化を図ることによって、機能的な組織にしなければならないでしょう。

——法案提出に当たっての考え方を聞かせてください。

塩崎 IAEA安全基準を遵守できるのは、わが党案以外にありません。政府には、これを丸ごと受け入れるよう求めていきます。

原発は安全性を最優先すべき技術ですから、独立性を高め、余計な政治の介入などを排除する。これこそが歴史的事故を起こした日

発

谷垣禎一総裁

◆「資質と能力が欠如している
は明らか」

—野田佳彦総理の「2大臣を辞めさ
つもりはない」との発言について—
事実だとすれば信じられない対応で
資質と能力が欠如していることは明ら
か。職責を全うしてもらうと言つたと
ば、正常な判断ではありません。少し
を置けば、的確な判断をせざるを得な
思います。

〈4月19日（木）会見〉

石原伸晃幹事長

◆「政府は自治体に迷惑をかけた
—北朝鮮のミサイル発射に伴う混乱
いて

政府の情報伝達の時間の問題、田中一
防衛大臣のフライング会見等々、かな
題があり、Em-Net（エムネット）
を通じて、誤報とも思われかねない情報
したことによって、当該自治体の皆さ
迷惑をかけました。この点を、明日の
の予算委員会で、政府の対応を質しま
（4月17日（火）会見）

◆「じ自身の胸に手を当てれば」
—問責決議案に対し、両大臣とも辞
意思はないと表明

ご自身の胸に手を当てれば、田中大
衆参の予算委員会の審議で、途中で答
詰まつたり、官僚が説明に行つたり、
りに外務大臣が答弁したり、人柄は別
て、国防は国の根幹ですから、國民が
できる体制をつくっていかなければな

また、前田武志大臣にしても、国土交通省の封筒、名刺。これは地位を利用した選挙で、誘導ですね。事前運動も禁止されています。「どの選挙に、誰が出るから、お願いします」と、この三つがあつたものは、公職選挙法違反です。世論がどのような反応をするか、週が明ければ、適切な判断を両大臣もすると思います。

（4月18日（水）問責決議案提出後より下り）

◆「自・公で自指するのは、野田内閣の退陣、解散・総選挙」

「公明党の漆原良夫国対委員長との会談について」

岸田文雄国対委員長が、わが党の立場と基本的な考え方を話しました。自・公とも目指していくのは、野田内閣の退陣、解散・総選挙に追い込むことで、その目標に向かって、戦略戦術を共にして前進していくことです。そのことが、日本国にとって一番のためにならじと確認しました。

（4月20日（金）問責決議案可決後より下り）

◆「任命責任者が辞任を求めるべき」「問責決議案について」

田中大臣は明らかに大臣としての能力に欠けます。先週は北朝鮮のミサイル発射への極めて不適切な対処、度重なる国会での言い間違いなど、防衛大臣としての説明能力、緊張感の欠如があります。前田大臣は公職選挙法違反の疑いが強いです。大臣自ら辞任するのが筋です。辞任しないなら、任命責任者の総理が辞任を求めるべきです。

発言録

発言録